

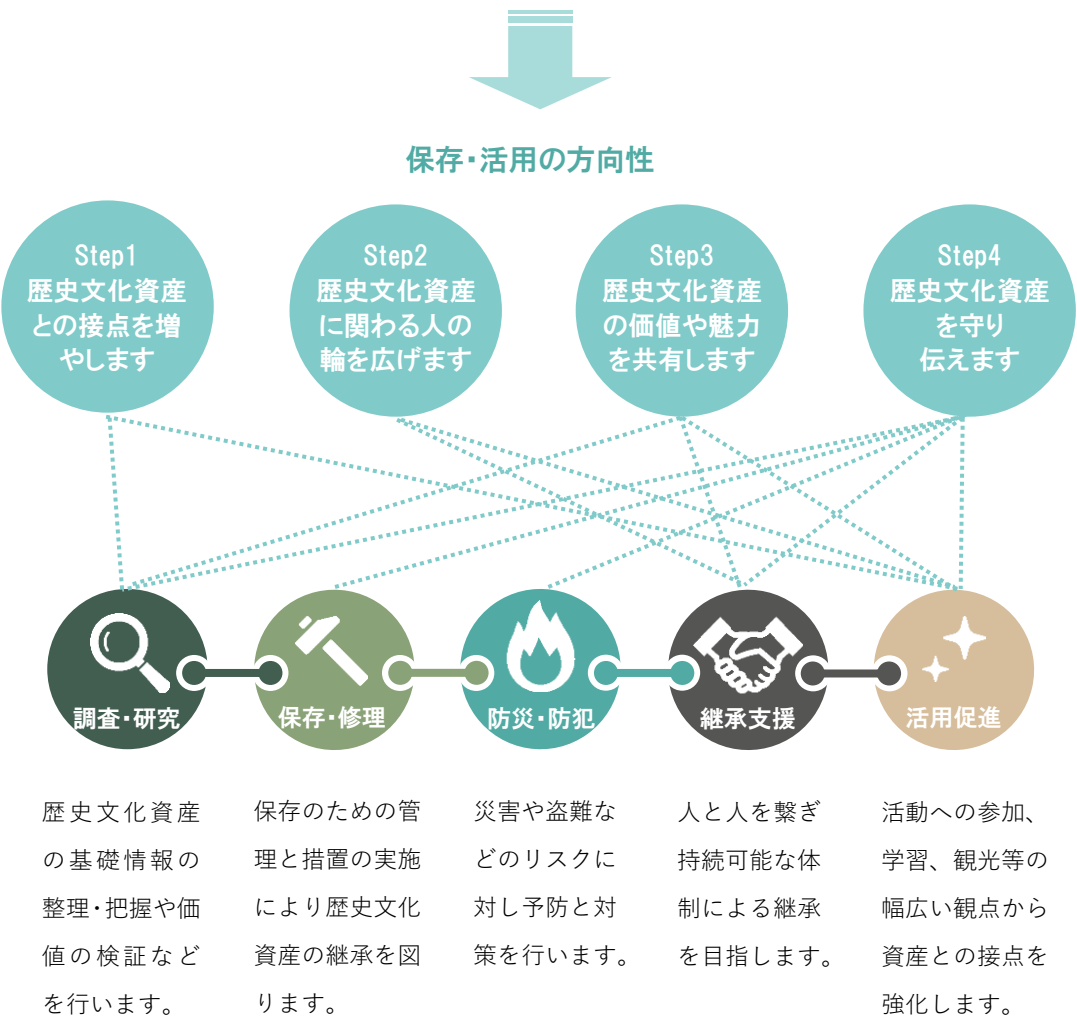
第7章 保存・活用の基本的方針と措置

1 措置の考え方

ここまで本市の現況や歴史的・文化的背景を踏まえ、歴史文化の特徴と関連文化財群を設定してきました。本市の持つ豊かな歴史的・文化的環境はかけがえのない財産であり、その価値を十分に発揮させ、様々な人へ伝播させることができれば、たくさんの感動や情熱を生み出すことができる可能性に満ちた存在です。

本計画では、歴史文化資産の価値を将来にわたって発揮し続けることができる環境づくりのため、「歴史と文化に親しみ おかざき愛を育む地域づくり」を基本理念に設定し、4つの保存・活用の方向性を定めます。この章では基本理念と保存・活用の方向性を受け、現状と課題を分析し、具体的に実行する措置を5つの視点に分類します。この5分類は、基本理念の実現のための手段です。それぞれの手段を連動させ、一体的に推進しながら、措置の効果を最大限に引き出すことを目指します。

基本理念： 歴史と文化に親しみ おかざき愛を育む地域づくり



相互に連動させ合いながら、5つの分類の措置を推進します

図 7 - 1 基本理念、保存・活用の方向性、措置相關図

2 現状と課題の分析

(1)全市における現状と課題



調査・研究に関する現状

本市には現在 347 件の指定・登録文化財が存在しており、これらの文化財は文化財保護法や愛知県文化財保護条例及び岡崎市文化財保護条例等の法令に基づき、その保存・活用が図られています。指定の際、また保存修理の際には調査が実施され、その価値の明確化が図られています。しかしながら指定後の現況把握が十分にできておらず、その後の状態を確認できていない文化財が存在しています。

埋蔵文化財に関しては、開発行為に伴う調査と記録保存を確実にを行っています。埋蔵文化財の調査は文化財保護の基盤となる重要な業務であり、届出・通知件数は増加傾向にありますが、調査可能な専門知識を有する人材が慢性的に不足している状況です。また、埋蔵文化財整理事務所において整理・報告書作成に従事する職員も全員が非常勤職員となっています。



図 7-2 埋蔵文化財届出・通知件数

文化財の調査としては、『新編岡崎市史』編さん時(昭和 52 年(1977)度～平成 4 年(1992)度)において市域全体の把握調査が行われ、『額田資料編』編さん時(平成 18 年(2006)度～平成 22 年(2010)度)にも文化財の調査が実施されました。また、愛知県近代化遺産総合調査(平成 14 年(2002)度～平成 16 年(2004)度)及び愛知県近代和風建築総合調査(平成 17 年(2005)度～平成 18 年(2006)度)により、近代の建造物に係る調査が行われました。

過去の調査は、全ての歴史文化資産に対して悉皆調査したものではないため、本計画作成にあたり、調査が実施されておらず滅失の危機が高いものとして、歴史的建造物の悉皆調査を実施しました。調査では愛知県建築士会岡崎支部、愛知県建築士事務所協会岡崎支部、岡崎歴史的建造物マイスター、市職員の協力の下、市内の築 50 年以上の建造物 15,659 棟を 3 か年にわたり調査し、二次調査対象物件 1,859 件を抽出しました。

当該調査結果は市内全域に歴史的に価値の高い建造物が数多く存在していることを示しています。また、歴史的建造物以外にも様々な歴史文化資産が同様の状況であると想定されます。恒常的な歴史文化資産の把握の上では継続した調査・研究が不可欠ですが、職員のみでの建造物、美術工芸品、民俗、自然等全分野の対応や全市域の悉皆調査は人員体制上困難な状況です。

未指定の歴史文化資産の把握に向けては、本計画作成にあたり文献調査を実施し、歴史文化資産のデータベースを作成しました。その結果、合計 5,618 件の資産をリスト化しました。

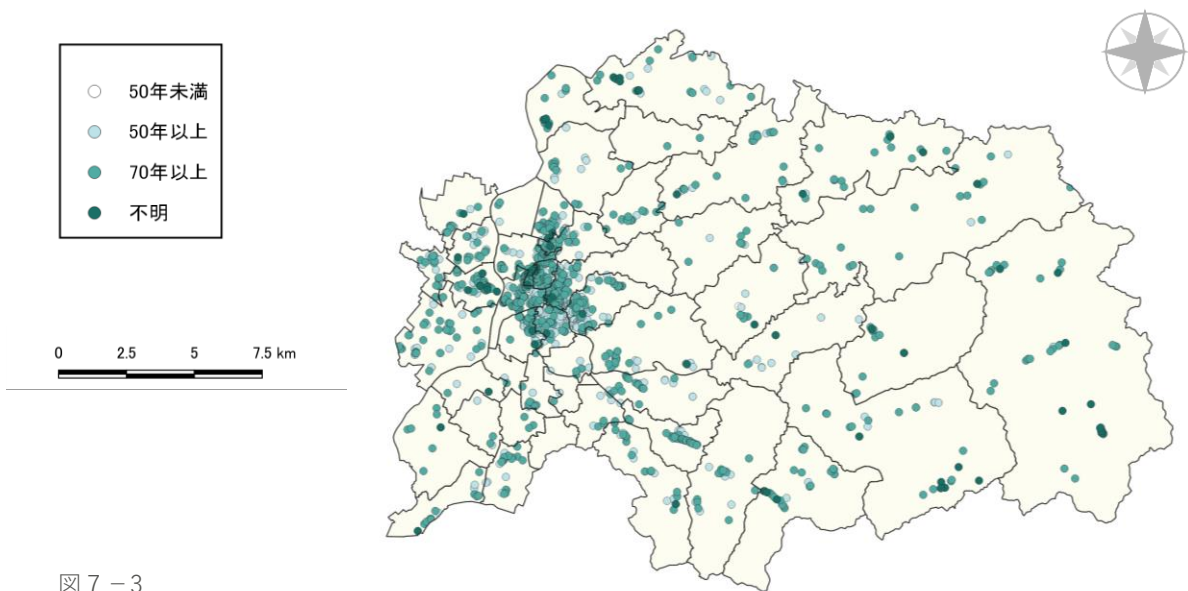


図 7 - 3
歴史的建造物悉皆調査結果

併せて、地域における歴
史文化資産の現状と課題を
把握するため、アンケート
及びヒアリングを実施しま
した。

学区総代会長アンケー
ト、所有者・団体ヒアリン
グからは、現在保護してい
る資産を後世に伝えようと
もに、地域の歴史文化資産
を掘り起こし、共有したい
という意向が伺えます。

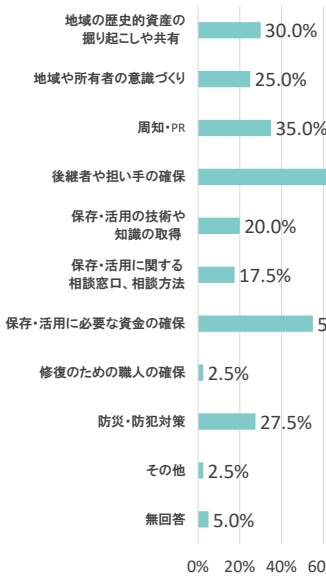


図 7 - 4 〈学区総代会長アンケート〉
地域の文化財や歴史的な資産の保
存・活用について、課題と感じてい
ることはありますか。(複数回答可)

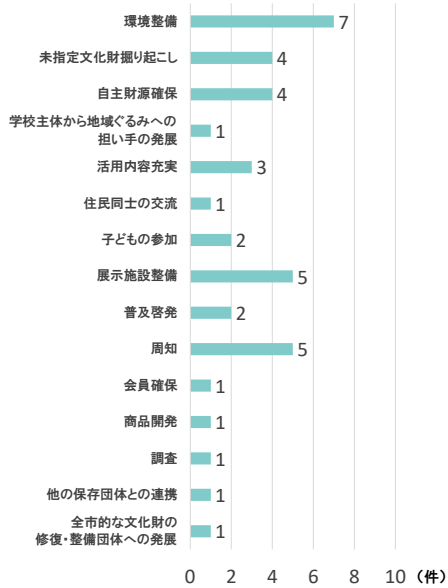


図 7 - 5 〈所有者・団体ヒアリング〉
文化財の保存・活用に関する展望



調査・研究に関する課題

- ・本市の歴史文化資産について、継続した調査を実施することによりその価値を明確にし、適切な保存と後世への継承を図る必要があります。
- ・埋蔵文化財包蔵地での開発に関して事業者が行う通知または届出について、引き続き制度の周知を図り、発掘調査や記録保存の確実な遂行を図る必要があります。
- ・埋蔵文化財の通知・届出件数が増加する中で、本市の文化財担当部局の体制は十分とは言えず、専門知識を有する学芸員の育成が必要です。
- ・本市には、指定等となりえるような価値があっても、調査が行われていないことから存在自体が知られていない、既知であっても、評価が定まらない、あるいは旧来の価値判断から評価が低く抑えられている、情報の不足等から滅失等として扱われているなどの理由で、保護の対象外となっている歴史文化資産も少なくないと考えられます。計画作成に当たり実施した各種調査の結果から、本市には貴重な歴史文化資産が数多く存在することが分かりました。こうした歴史文化資産を地域の歴史文化を物語る貴重な宝として捉え、調査による状況把握や評価の再検証に努めることで、その価値の評価及び適切な保存・活用に繋げる必要があります。
- ・歴史文化資産の調査に際しては、分野ごとに効果的な調査手法により事業を進める必要があります。例えば民俗文化財の場合は、調査対象者への聞き取り調査や観察調査等により、資産の置かれている現状を把握し記録化することで、地域社会の変化や伝承されているコト・モノの今を正確に知り、記録の活用やコト・モノの保存に繋げる必要があります。こうした調査の結果や、既往文化財調査のデータ等を電子化し、情報を体系的に管理して計画性を持った調査・研究事業の展開を図る必要があります。
- ・恒常的な歴史文化資産の把握の上では継続した調査・研究が不可欠ですが、職員のみでの建造物、美術工芸品、民俗、自然等全分野の対応や、全市域の悉皆調査は人員体制上困難な状況です。大学や博物館施設及び専門家との協力体制の構築や、地域住民や事業者との協力体制の構築が必要です。
- ・アンケート結果から、地域の歴史文化資産をより幅広く包括的に捉え、保存・活用したいという意向が浮かび上がりました。地域の資産を発掘し、活用することで、地域の魅力の磨き上げと歴史文化資産の後世への継承に資することが求められています。



保存・修理に関する現状

指定・登録文化財の保存・修理事業は文化財保護の根幹を成す業務ですが、指定制度の進展に伴い指定件数が増加する中、保存・修理事業の対象となる物件もまた増加している状況です。

文化財の修理においては、日常的な観察と定期的な現状把握に努め、破損等が判明した場合には、その状況や緊急性を勘案して修理時期を検討し、修理を実施しています。指定文化財の修理及び整備にあたっては、法的手続きを経たうえで文化庁や愛知県から指導、助言を受けながら、岡崎市文化財保護審議会等の関係機関から意見聴取の上、実施しています。また、その内容に応じ、所有者の経済的負担を軽減するために、必要な経費に対して補助金を交付しています。

修理には多額の費用が必要となる上に、建造物の屋根などは定期的な修理が必要となります。指定件数の増加に伴い補助対象物件が増えていますが、十分な支援をそれら全てに行うことは困難な状況になりつつあります。また、所有者においても大きな費用負担が求められ、資金確保が困難な状況の中、劣化してしまう文化財が見受けられます。所有者自身での管理が難しい絵画などの美術工芸品については空調設備の整った収蔵庫での保管が望ましいですが、美術博物館の収蔵庫には十分な空きがなく、寄附や寄託の要望に応じていくことが難しくなりつつあります。

未指定文化財については、文化財保護に係る補助制度等の適用が難しく、後継者不足や維持管理の困難さなどから滅失に繋がってしまう恐れがあります。

文化財施設の整備としては、地域の貴重な歴史文化を伝える場として歴史的建造物の復原整備や展示を行っています。文化財保護についての関心や理解を深めていただくこと、また地域への誇りと愛着を醸成することを目的として、平成 24 年（2012）の旧本多忠次邸の移築復原や平成 25 年（2013）開館の悠紀の里歴史民俗資料室の整備を行いました。現在本宿地区における地域の歴史文化を伝える場として、地域の近代化を象徴する歴史的建造物である旧本宿村役場の復原事業を実施しています。

埋蔵文化財に関しては、発掘調査の結果得られた遺物の整理と調査・研究を埋蔵文化財整理事務所で実施していますが、この施設は仮設のプレハブ事務所であり、保存環境が十分に確保できていない状況にあります。

市が所有する歴史文化資産については、定期的な清掃や小修繕、除草等の環境整備により、適切な保存環境の維持に努めています。

歴史文化資産の保存のために望む支援について、学区総代会長へのアンケートの結果からは、修理費用の補助や保存のための情報を積極的に得たいという意向が伺えました。

所有者・団体ヒアリングでは歴史文化資産の類型に応じて保存・継承に係る課題に明確な差異が見られ、類型ごとの支援の拡充が求められていることが浮き彫りになりました。

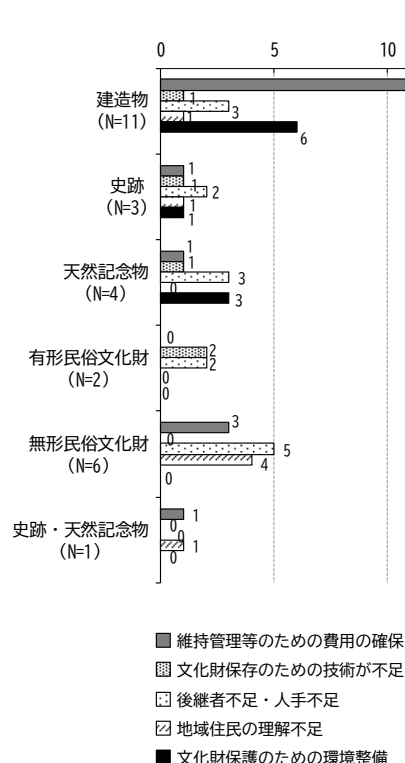


図 7-6 (右図) 所有者・団体ヒアリング文化財の保存・継承に関する課題
図 7-7 (左図) 学区総代会長アンケート文化財や歴史的な資産の保存に対して望む支援はありますか。(複数回答可)

市民アンケートの結果からは、岡崎の歴史文化に誇りや愛着、魅力を「感じている」「どちらかといえば感じている」市民は約 8 割を占め、歴史文化への関心も「関心がある」「どちらかといえば関心がある」が約 8 割を占めるなど高い割合を示していますが、市の取り組みで知っているものは観光などと連携した事業以外は低い割合を示していることが読み取れます。ここから、市民の岡崎の歴史文化への愛着や関心が高い一方、保護への意識や施策が浸透していない状況が伺えます。

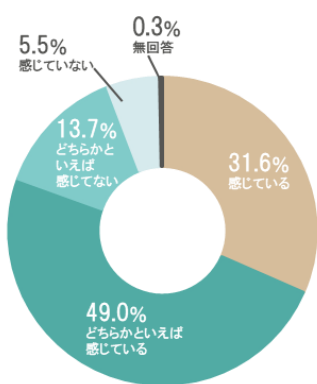


図 7-8 〈市民アンケート〉あなたは、岡崎の歴史文化に誇りや愛着、魅力を感じていますか

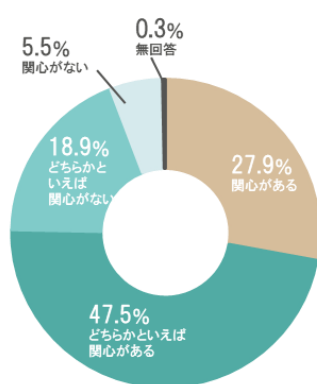


図 7-9 〈市民アンケート〉あなたは、歴史文化に関心がありますか。

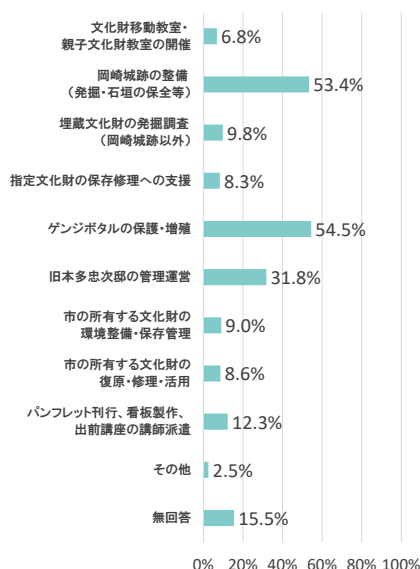
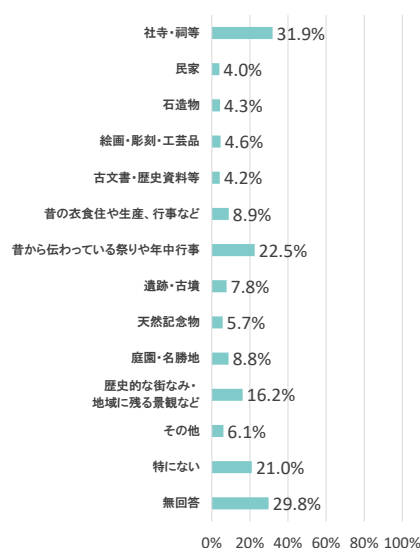


図 7-10 〈市民アンケート〉岡崎市の文化財に関わる取り組みについて、知っているものに○をつけてください。(複数回答可)



身近な歴史文化資産については社寺・祠等や昔から伝わっている祭りや年中行事が高い割合を示し、特になし、無回答も高い割合となりました。

身近な歴史文化資産があると答える人と、身近なものは特になし、あるいは無回答と答える人に分れる結果となり、歴史文化資産の認知度向上もまた課題であることが分かります。

図7-11（左図）〈市民アンケート〉

あなたにとって身近な文化財、風習、大切にしたいもの等をお教えてください。（複数回答可）



保存・修理に関する課題

- ・保存・修理事業は定期的実施する（屋根の葺き替えなど、経年劣化等による定期的な修繕が発生する）必要があり、計画的かつ長期的な視点に立った事業の実施が求められることから、今後も適切な支援体制を維持する必要があります。実施に際しては法的手続きを遵守し、関係機関との連携や専門家の知見を得つつ事業を進める必要があります。
- ・文化財の保存・修理には高額な費用がかかるため、所有者がその負担に耐えられず適切な時期に修理を行えない恐れがあります。国・県・市の文化財補助金の活用のほか、公民連携による必要な資金の確保に努めていく必要があります。
- ・日常的なメンテナンスや小修理を重ねることで、大規模な修理の時期を遅くすることが可能であり、普段からの管理の方法等を所有者へ共有する必要があります。
- ・美術博物館の収蔵庫には十分な空きがなく、寄附や寄託の要望に応じていくことが難しくなりつつあるため、収蔵品の整理やこれらの要望に対応しうる施設の整備が必要です。
- ・市所有の歴史文化資産については、引き続き適切な保存環境を維持するため、清掃や小修繕、除草等の環境整備を図る必要があります。
- ・社会教育課の埋蔵文化財整理事務所は仮設のプレハブ事務所であり、遺物の整理・保管にとって十分な環境とは言えないため、恒久的な施設整備を検討していく必要があります。
- ・指定文化財の修理においては、所有者・団体等との連携を密にとり、情報共有と支援の検討による保存・修理体制の強化を図る必要があります。
- ・歴史文化資産の保護や、歴史文化資産に関連する施策の認知度向上を図り、地域総がかりでの保存・活用に向けた機運をつくる必要があります。
- ・未指定文化財については、関連事業と連携しつつ保存・活用の措置を講じる必要があります。市所有文化財については適切な保存修理を引き続き行う必要があります。また、復原整備事業に関しては保存・活用のバランスに留意した復原整備を図る必要があります。



防災・防犯に関する現状

本市は、近い将来発生するといわれている東海・東南海・南海地震をはじめとする「南海トラフ地震」で大きな被害が想定されています。南海トラフ地震の発生する確率は「今後 30 年以内に約 70%」とされ、大規模地震はいつ起きても不思議ではない状況にあります。また、近年局地的大雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方が局地化、集中化しており、今後地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が高いと予測され、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

歴史文化資産を巡っては、火災のリスクや盗難のリスク、いたずらなどによるき損も想定されます。近年、首里城やノートルダム大聖堂などの歴史的建造物の火災が相次いだことから、文化庁は「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」を策定し、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を作成しました。

本市では地域防災計画に基づき、適切な修理や環境整備の実施、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保などを図っていますが、全ての指定・登録文化財に十分な防災措置は行えていない状況です。また、未指定文化財等については防災・防火の意識啓発を行えていない状況にあります。

重要文化財の建造物については、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」等に基づく耐震対策を保存修理の機会を捉えて実施しています。

意識啓発としては、消防機関と連携し、文化財防火デー等の機会を利用して、市内の文化財建造物に対する防火査察を実施するとともに、火災を想定した文化財防ぎょ訓練を行い、非常時における防災設備の適切な使用や消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、文化財の防火に対する意識の高揚を図っています。

美術工芸品等に関しては美術博物館への寄附や寄託制度により防災・防犯に努めていますが、収蔵庫に十分な空きがなく、寄附や寄託の要望に応じていくことが難しくなりつつあります。

緊急時の対応マニュアルとしては、危機管理マニュアルを作成しています。

また、市所有文化財については防災・防犯措置を講じ、積極的な活用や後世への継承を図るため、順次耐震補強工事などを実施しています。



防災・防犯に関する課題

- ・ 歴史文化資産は、所有者及び地域住民の努力により、災害等から守られ今日まで受け継がれています。所有者、消防署、地元消防団、周辺地域住民の連携による、歴史文化資産の防災・減災に向けた機運の向上を図る必要があります。
- ・ 市内に保存されている文化財の実態を把握し、地域防災計画に基づく適切な修理や環境整備の実施、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保などを継続して推進する必要があります。
- ・ 指定・未指定問わず、保存・活用等の取り組み等にあって事故等を防止するための普及啓発の取り組みの拡充が必要です。
- ・ 重要文化財の建造物について、引き続き「重要文化財（建造物）耐震診断指針」等に基づく適切な耐震対策を実施する必要があります。
- ・ 近年、全国的に歴史文化資産が傷つけられる事件が発生しているため、地域の協力のもと防犯設備の設置や定期的な見回り、点検など防犯体制について強化する必要があります。
- ・ 美術工芸品等に関しては美術博物館への寄附や寄託制度により防災・防犯に努めていますが、収蔵庫に十分な空きがなく、寄附や寄託の要望に応じていくことが難しくなりつつあるため、収蔵品の整理やこれらの要望に対応しうる施設の整備が必要です。
- ・ 被害発生時に即応できるよう、危機管理マニュアルの定期的な更新を行う必要があります。
- ・ 市所有文化財については防災・防犯のための適切な措置を講じる必要があります。



継承支援に関する現状

学区総代会長へのアンケートの結果、保存・活用について課題と感じていることとして、後継者や担い手の確保、保存・活用に必要な資金の確保が共に高い割合となり、所有者・団体ヒアリングも同様の結果を示しました。担い手確保のためには多くの主体の参画や、保存・活用の体制づくり、その体制を長く維持し拡大する取り組みが必要となります。

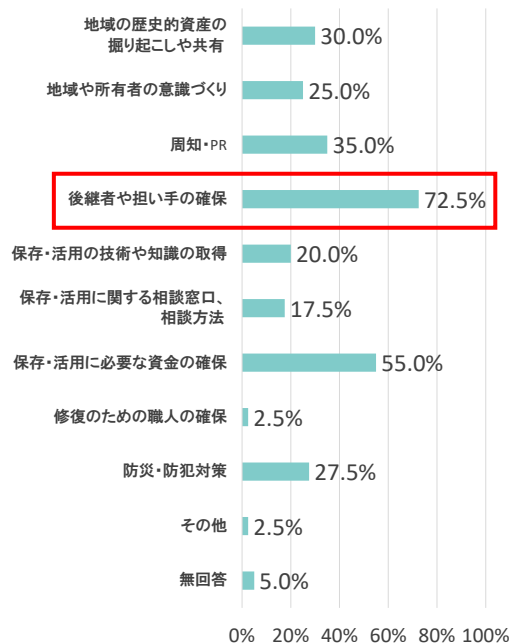


図 7-12 〈学区総代会長アンケート（複数回答可）〉
地域の文化財や歴史的な資産の保存・活用について、課題と感じていることはありますか。

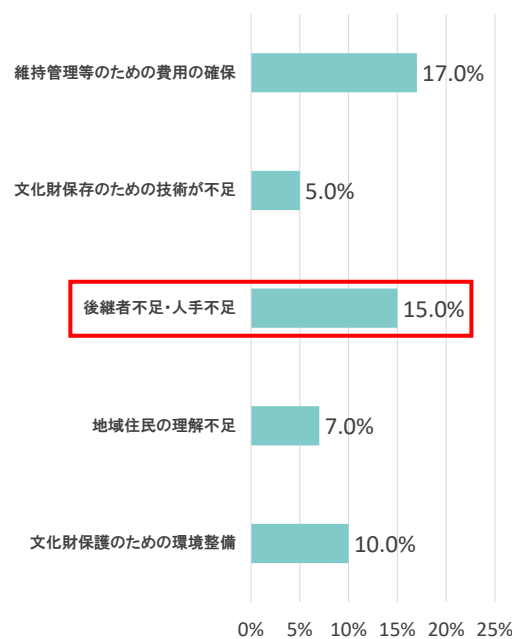


図 7-13 〈所有者・団体ヒアリング〉
文化財の保存・継承に関する課題

本市の文化財の担い手としては様々な主体が関わっており、民俗文化財では、「滝山寺鬼まつり保存会」「六ツ美悠紀斎田保存会」「デンデンガッサリ保存会」「万足平を考える会」等の活動により保存や伝承がなされています。こうした継承活動への支援制度として、文化財の保存・活用に関わる団体への補助金の交付を実施しているほか、各種団体の活動の普及啓発を実施しています。また、史跡等においても、地元保存会等が清掃や管理を行っています。

岡崎城跡（岡崎公園）では、観光ボランティアガイドが解説を担当し、その他、「旧本多忠次邸サポーターの会」「悠紀の里サポーターの会」がそれぞれの施設の解説を行っています。

また、公民連携による歴史文化資産の継承支援のため、岡崎歴史的建造物マイスター養成講座修了者を中心として設立された「一般社団法人まちづくりマイスター」と連携し、歴史的建造物等悉皆調査の結果を踏まえた二次調査を実施することで、歴史的建造物の価値の普及啓発を図る取り組みなどを行っています。

滝山寺地区では、地域全体で文化財を守ろうという機運が高まり、特定非営利活動法人「滝山寺地区文化財を修復・整備する会」が設立され、文化財修理のための寄附金の募集や漆の植樹などの活動が行われています。

さらに、「特定非営利活動法人あいちヘリテージ協議会」や「愛知県登録有形文化財の所有者の会(登文会)」が、文化財の保存・活用に関する各種取り組みを行っています。

継承支援の上で欠くことができない視点が、伝統的な技術や技法の継承支援です。一般社団法人まちづくりマイスターでは歴史的建造物にかかる伝統技術の継承が図られ、滝山寺地区文化財を修復・整備する会では文化財の修復に使用される漆の栽培が行われています。



継承支援に関する課題

- ・歴史文化資産の継承に関して、担い手の確保は重要かつ深刻な課題となっています。歴史文化資産の継承に向けた活動を支援する取り組みは現在途上の段階にあり、より充実したサポート体制を整えていくことが今後急務となっています。各種団体との連携や多様な活動の一層の活性化のため、本市他事業との連携や専門家の派遣による活動へのアドバイスなど、地域のニーズを確認し、求められる支援制度を拡充することによる、地域総がかりでの文化財保護体制構築の支援を図る必要があります。
- ・今後も継続した補助金の交付等により、活動費の充実による後継者育成や、祭りなどの開催支援に資する必要があります。
- ・地域総がかりによる歴史文化資産の保存・活用を推進するため、多様な主体の参画を支援する他、文化財の保存・活用に関する活動を行っている民間団体を文化財保存活用支援団体に指定し、活動の支援を行っていく必要があります。また、庁内連携を強化し、より多くの側面から継承支援の取り組みを支援する必要があります。



活用促進に関する現状

社会経済のグローバル化や産業構造の変化により国際的な都市間競争が発生している現在、都市魅力の向上や経済活性化のため歴史文化資産が果たす役割は大きなものとなっています。

本市総合計画では基本指針の一つに「まちへの誇りが育まれていく社会づくり」を掲げ、本市固有の資源の活用によるまちへの誇りが育まれていく都市の実現を目指すものとしています。本市は住宅都市としての性格を強く持ち、三世代同居近居率や自治会加入率が高いなど、地域との結びつきが強いという特徴を有しています。総合計画改訂に向けたアンケートでは 30 年後のまちづくりに期待することとして「暮らしやすい」が最も多く挙げられた項目となりました。

観光面では多くの資源を有しており、平成 30 年度（2018）の観光施設入込客数は 371 万 7,248 人、観光イベント入込客数は 212 万 7,720 人、芸術文化事業参加者数は 34,794 人でした。一方平均滞在時間は 2.53 時間と日帰りの観光客が大半となっています。そこで地域未来投資法に基づく「愛知県岡崎市基本計画」において、滞在時間の延長による観光消費額の底上げを目指すこと、また、特徴ある岡崎ならではの観光まちづくりに資する事業者へ支援を講じることで、地域内外への経済の好循環を目指すことが目標に定められました。

暮らしやすいまちの実現や本市施策の基盤として、歴史文化資産へ期待される役割は多様化しています。市民アンケートの「岡崎市の文化財や歴史的な資産の保存・活用の方向性について、重要だと思うものはなんですか」という問いに対しては、次世代への継承、郷土愛の育成を筆頭として、地場産業の活性化や観光振興への意向が見られました。

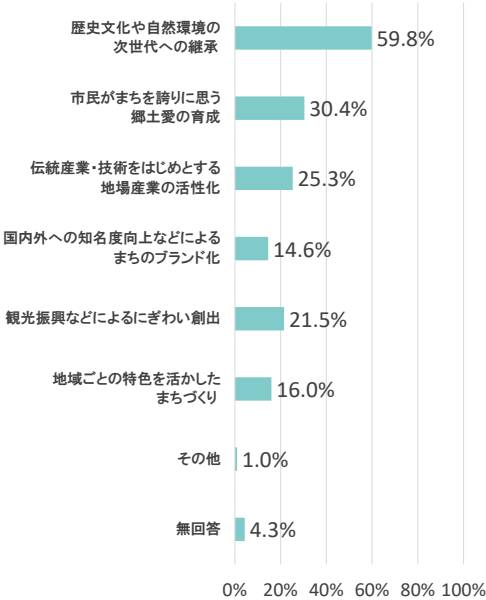


図 7-14 〈市民アンケート〉
岡崎の文化財や歴史的な資産の保存・活用の方向性について、重要だと思うものはなんですか。（〇は2つまで）

本市には、登録博物館として「岡崎市美術博物館」があり、文化財の収集、保管、調査、研究を行うとともに、様々な展覧会を開催し、文化財の活用を行っています。また、「岡崎市中央図書館」では、家康公や鶴田卓池、菅江真澄関連の文庫のほか、地域資料の収集・保存・提供を行っています。

その他、文化財の活用を行う施設として、旧岡崎藩本多家の末裔にあたる本多忠次が建てた住宅と壁泉の一部を移築復原した「旧本多忠次邸」や、市南部の六ツ美地域の歴史や文化財を展示紹介する「六ツ美歴史民俗資料室」、藤川宿脇本陣跡に建てられ藤川宿に関する資料を展示する「藤川宿資料館」があります。岡崎公園内の「岡崎城天守」は江戸時代の岡崎を紹介する歴史資料館となっており、同じく岡崎公園内の「三河武士のやかた家康館」では、三河武士や松平氏の歴史と家康公の生涯に関する歴史資料を展示しています。民間の施設では、「岡崎信用金庫資料館」や「八丁味噌の郷」等が存在します。

一方、市有文化施設の面的な活用は図られておらず、地域に点在する歴史文化資産や観光資源との連動が不十分な状況です。また、展示内容が長く見直されていない施設や、トレンドをとらえた魅力的な情報発信を市内外へ行えていない施設なども存在しています。

本市は豊かな歴史文化資産に恵まれた都市ですが、その歴史文化の連なりを市民が感じるここのできる通史的展示を行っている施設も整備されておらず、文化施設全体を対象とした在り方の見直しが必要となっています。

歴史文化資産を次世代へ継承するには、学校教育や生涯学習の場において歴史文化資産への関心や理解を高め、誇りと愛着の醸成、地域が一体となった継承の気運を醸成させることが重要となります。毎年、夏から秋にかけて文化財移動教室を開催し、建造物を始めとした分野別のコースを設定し、それぞれを専門とする岡崎市文化財保護審議会委員の解説で市内の歴史文化資産を巡り、歴史文化資産に親しむ機会を設けています。親子文化財教室では子ども達が体験を通じて、身近な歴史文化資産について興味や関心を持つきっかけとなるよう実施しています。

また、普及啓発媒体として「文化財目録」や「文化財ガイドマップ」等を作成し、配布しているほか、指定文化財に対する説明看板の設置を行っています。

歴史文化資産に親しむ機会の分析については、市民アンケートの結果から、年齢別にみると10代や20代は、「学校の授業や行事」で文化財や歴史的な資産に接する機会が最も多く、30代以上は「観光・旅行」が最も多く、また、30代や40代は「年中行事等のイベント」、50代以上は「テレビやラジオの番組」が次いで多く挙げられるなど、年代によって文化財や歴史的な資産に接する機会が異なる様子が浮かび上がりました。

上段:件数 下段:%	合計	観光・旅行	年中行事等のイベント	学校の授業や行事	地域で行われる学習会・見学会	テレビやラジオの番組	博物館等の文化施設	インターネット、SNS	読書	関心はあるが機会はない	関心も機会もほとんどない	その他	無回答
全体	1039 100.0	582 56.0	426 41.0	221 21.3	90 8.7	390 37.5	188 18.1	126 12.1	96 9.2	152 14.6	48 4.6	50 4.8	22 2.1
10代（18～19歳）	22 100.0	10 45.5	2 9.1	16 72.7	2 9.1	3 13.6	4 18.2	5 22.7	1 4.5	2 9.1	1 4.5	2 9.1	-
20代	100 100.0	55 55.0	36 36.0	57 57.0	5 5.0	28 28.0	16 16.0	18 18.0	5 5.0	12 12.0	3 3.0	4 4.0	-
30代	137 100.0	81 59.1	63 46.0	42 30.7	8 5.8	45 32.8	29 21.2	20 14.6	11 8.0	10 7.3	7 5.1	7 5.1	1 0.7
40代	165 100.0	88 53.3	80 48.5	41 24.8	7 4.2	48 29.1	30 18.2	29 17.6	13 7.9	18 10.9	9 5.5	12 7.3	2 1.2
50代	155 100.0	90 58.1	63 40.6	28 18.1	11 7.1	70 45.2	27 17.4	24 15.5	14 9.0	17 11.0	8 5.2	5 3.2	-
60代	190 100.0	121 63.7	76 40.0	23 12.1	14 7.4	77 40.5	35 18.4	19 10.0	20 10.5	32 16.8	9 4.7	9 4.7	4 2.1
70代以上	270 100.0	137 50.7	106 39.3	14 5.2	43 15.9	119 44.1	47 17.4	11 4.1	32 11.9	61 22.6	11 4.1	11 4.1	15 5.6

図7-15〈市民アンケート〉 あなたが文化財や歴史的な資産に接するのはどのような機会ですか。（複数回答可。最も多い回答を濃い灰色、次いで多い回答を薄い灰色で着色）

岡崎市の文化財に関わる取り組みについて、知っているものをアンケートで確認したところ「ゲンジボタルの保護・増殖」が54.5%と最も多く、次いで、「岡崎城跡の整備（発掘・石垣の保全 等）」が53.4%、「旧本多忠次郎の管理運営」が31.8%となりました。学校教育や観光事業などに関連した取り組みの知名度が高い傾向にあります。

一方で社会教育課独自で実施する普及啓発事業である文化財教室やパンフレット刊行等に関しては、知名度が伸び悩む傾向にあります。

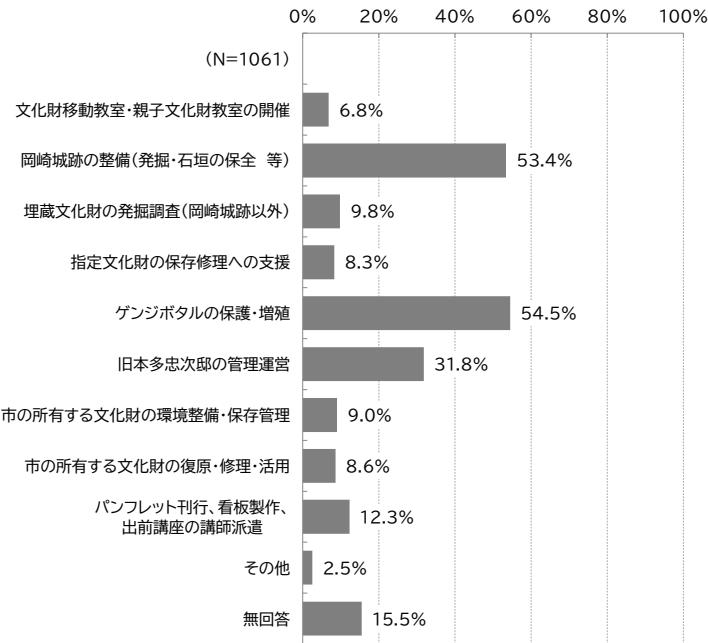


図7-16〈市民アンケート〉 岡崎の文化財や歴史的な資産の保存・活用の方向性について、重要だと思うものはなんですか。（〇は2つまで）



活用促進に関する課題

- ・ 歴史文化資産の活用について、市民アンケートの結果からは、歴史文化や自然環境の次世代への継承を図りつつ、市民がまちを誇りに思う郷土愛の育成、また地場産業の活性化などに寄与することが望まれています。活用によって資産の価値が損なわれないように留意しつつ、保存と活用の歯車を噛み合わせ、多様な主体の参画を促しながら、価値や魅力の更なる発揮と、次世代への継承を図る必要があります。
- ・ アンケートの結果からは、歴史文化資産との接点に、学校教育や観光事業が大きな役割を果たしていることが浮かび上がってきました。庁内各課との連携を強化し、関連事業と連動しながら、歴史文化資産の活用を図る必要があります。また、新たな活用機会を設け、デザインや広報媒体を検討し、より広い層へ歴史文化資産の価値や魅力が伝わるよう工夫する必要があります。
- ・ 普及啓発事業の実施にあたっては、多言語化やユニバーサルデザイン、周辺景観に配慮した整備などを図る必要があります、歴史性を守りつつ、全ての人に対してやさしいデザインを目指す必要があります。
- ・ 市内の全ての文化財施設の目的を明確にした上で、個々の施設の役割や機能を整理し体系立てるとともに、特色を持たせて住み分けるなど、施設が果たす役割を位置づけていく必要があります。また、本市は旧石器時代から現代に至るまで連綿と続く歴史や文化を常設で展示、紹介する施設がなく、それらの機能を補完する施設の整備および、積極的な活用事業の展開により、岡崎愛の醸成に寄与する必要があります。
- ・ 歴史文化資産はまちへの愛を育み、地域課題解決の鍵となり得る重要な資産です。歴史文化資産を学び親しむ機会として、引き続き学校教育との連携や、生涯学習における普及啓発を図り、地域愛の醸成や、資産への愛着を育む必要があります。

(2)関連文化財群における現状と課題



関連文化財群「矢作川と人々の暮らし」に関する現状

矢作川は三河地方の発展を牽引した河川であり、流域からは市域境界を越えた幅広いつながりによる遺物の出土や遺構の発見が見られます。地域を越えた調査・研究が図られており、豊田市と岡崎市教育委員会の合同調査委員会による矢作川河床埋没林の調査などにより、流域の新たな歴史的事実の解明が図られています。

矢作川流域は原始・古代の本市の歩みを色濃く今に伝える地域です。流域には国指定史跡である北野廃寺跡及び真宮遺跡が存在しており、両史跡はどちらも史跡公園として整備されています。北野廃寺跡では地元の人々の手により、「やはぎ飛鳥まつり in 北野廃寺」が開催され、活用への気運が高まりを見せています。

流域より出土する遺物は企画展などで紹介され、普及啓発が図られていますが、常設展示を行う施設が無く、歴史学習の機会が限られている状況です。かつては通史的展示を旧額田郡公会堂（岡崎市郷土館）で実施していましたが、現在は耐震性能の不足により閉館しています。また、出土した遺物は埋蔵文化財整理事務所において整理されています。本事務所は本市埋蔵文化財の調査の上で重要な施設ですが、設備面や人員体制が不足しています。

矢作川流域の遺跡群や遺物は、地域教育においても重要な役割を果たしています。親子文化財教室や、文化財移動教室などの本市主催の講座は好評を博しており、岩津第1号古墳、村上古墳においては学校教育等と連携した内部公開が行われています。これらの古墳等の適切な保存環境の維持のため、定期的な草木の伐採などをおこなっています。



関連文化財群「矢作川と人々の暮らし」に関する課題

- ・国指定史跡及び史跡公園の活用を図り、草創期の本市の歴史の価値や魅力の周知と活用に努める必要があります。活用にあたっては多様な主体と連携し、公民学連携の体制構築を図る他、関連文化財群内の他の遺跡との連なりを踏まえた活用により、その効果をより多くの資産へ波及させる必要があります。
- ・出土した遺物は本市の歴史を解き明かす鍵となる存在であり、遺物を整理する埋蔵文化財整理事務所の設備などの環境及び人員体制の強化を図る必要があります。
- ・矢作川流域における歴史文化資産の価値や魅力の解明のためには、河川の広域的な広がりにも鑑み、市域の枠組みを超えた価値や魅力の解明に努める必要があります。
- ・通史的展示を行うことにより、本市の歴史文化の連なりを市民や来街者に広く伝え、郷土愛の醸成に資する必要があります。
- ・歴史文化の魅力発信の上で実際に体感することは強いインパクトを持つと考えられます。市有地の遺跡を主な舞台として、目で見て、肌で感じる遺跡の活用を拡充する必要があります。
- ・北野廃寺跡や矢作川流域の古墳群等の認知度向上を図るため、群としての活用と魅力発信を進める必要があります。また、地域教育や生涯学習の機会を捉え、関連文化財群の広がりを普及啓発するなど、現在実施している活用の強化を図る必要があります。
- ・市が所有する古墳等については草木などの定期的な伐採を行い、適切な保存環境を維持する必要があります。



関連文化財群「滝山寺と滝山寺鬼祭り」に関する現状

本市の中世史を紐解くうえで、滝山寺地区に受け継がれる建造物群や祭礼、美術工芸品などは大きな役割を果たしています。滝山寺は物部氏、源氏、足利氏、徳川家などの時の権力者と関わりのある寺院であり、滝山寺三門や本堂、滝山東照宮や日吉山王社本殿などが指定を受けています。

建造物のうち、日吉山王社では令和元年（2019）～2年（2020）度にかけて、保存修理工事が行われました。工事に際しては地域学習と連携した取り組みが図られ、常磐東小学校の児童や常磐中学校の生徒たちを招待した見学会が実施され、葺き替える屋根に使用するこけら板に子どもたちが願いごとを書くなど、地域への愛着や歴史的な建物に親しむ機会の創出のための取り組みが行われています。次いで修理が必要な建造物として滝山東照宮が挙げられ、彩色などに剥落が見られることから修理事業が予定されています。

滝山寺地区の文化財の保存・活用の上で、滝山寺地区内の文化財の修復及び整備に関する事業や活用を通じて地域振興を図るため、特定非営利活動法人滝山寺地区文化財を修復・整備する会が地元経済界を中心として設立され、修復のための寄付や原材料確保の取り組みが活発に行われています。

滝山寺で行われる滝山寺鬼祭りは三河路に春を告げる祭りとされ、天下泰平と五穀豊穡を祈る祭りは多くの人でにぎわいます。また、滝山寺地区は国指定を受けた木造観音菩薩・梵天・帝釈天立像や、同じく国指定を受けた太刀「銘正恒」や「銘長光」などの美術工芸品を有しており、滝山寺縁起は本市の中世史を解き明かす上で重要な史料となっています。



関連文化財群「滝山寺と滝山寺鬼祭り」に関する課題

- ・修理が必要な文化財について、所有者や団体と連携を図りつつ適切な時期に修理を実施していく必要があります。また、修理の実施を契機とし、さらなる価値の解明や発信のため、調査・普及啓発・活用の取り組みを行う必要があります。
- ・滝山寺鬼祭りについては、祭礼の調査及び記録保存を図る他、調査結果を普及啓発や活用に反映し、滝山寺地区の歴史文化の魅力を広く発信していく必要があります。祭礼の様子を映像記録に残し、将来にわたる継承を図る必要があります。
- ・関係団体との連携を強化し、滝山寺地区における文化財を軸とした保存・活用の取り組みを多様な主体で行うことで、保存・活用の一層の推進と地域振興を図る必要があります。
- ・学校教育や生涯学習などの場と連携し、滝山寺地区の歴史文化資産の継承や、保存・活用の担い手のすそ野を拡大するための取り組みを推進する必要があります。
- ・滝山寺鬼祭りは勇壮な火祭りで知られ、多くの参拝客が訪れます。また、本市の歴史を物語る建造物や魅力的な美術工芸品が多く伝来する本関連文化財群について、市内外への周知を図ると共に、庁内各課の事業と連携した活用手法を検討する必要があります。



関連文化財群「家康公生誕の地岡崎」に関する現状

岡崎市では平成 28 年（2016）3 月に「岡崎城跡整備基本計画―平成 28 年度改訂版―」を策定し、当該計画に基づき史跡の価値を顕在化するための整備を進めています。

岡崎の象徴である岡崎城は、中世末期の岡崎城築城時から近代に至るまで、政治、経済、文化の中心として岡崎のまちを形成し、現在の都市の核となっています。岡崎城の価値の本質は、中世の築城以降歴代城主たちが築いた堀や石垣、地下に埋蔵されている遺構等にあり、岡崎城跡の持つ本質的な価値を顕在化させ、近世の城下町を含めた総構え全体についても一体的にとらえ、史跡部分の整備を城下町である市街地へ繋げた、流れ（ストーリー）のある整備・活用を図ることを目指して、各種事業が展開されています。

現在、岡崎城跡では観光ボランティアガイドが解説を担当し、また、岡崎城跡内の「岡崎城天守」は江戸時代の岡崎を紹介する歴史資料館として、同じく岡崎城跡内の「三河武士のやかた家康館」は三河武士や松平氏の歴史と家康公の生涯を展示する歴史資料館として活用されています。その他、城跡発掘に伴う説明会や、岡崎城下家康公秋祭り等での周知、フィルムコミッションでの撮影など多岐に渡る活用が図られています。

家康公ゆかりの社寺は、地域の大切な存在として長く愛されています。大樹寺の寺領に起源を持つ大樹寺小学校では「家康学習」と名付けた地域学習が行われ、家康公を偲ぶ先人たちの郷土への思いを後世に受け継いでいます。松應寺、松本町町内会、特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りたからなる「松應寺横丁まちづくり協議会」は町内の少子高齢化や老朽化した空き家増加などの課題解決とにぎわい創出のため、にぎわい市開催や空き家の改修、空き家マッチングなどを実施しており、地域活性化の先進事例として注目されています。

ゆかりの社寺で行われる祭礼や顕彰活動は、岡崎のまちの人々の家康公への深い思いを表すものであり、地域の人々の手で大切に守り伝えられながら今に受け継がれています。



関連文化財群「家康公生誕の地岡崎」に関する課題

- ・岡崎城跡の発掘調査結果により遺構の重要性が高いと確認された範囲については、史跡の追加指定を検討する必要があります。また、整備を行う上で城跡本来の姿を解明し、史跡の価値を更に高める整備を図るため、文献調査や発掘調査を行う必要があります。
- ・岡崎城跡の整備はその歴史的価値に鑑み、価値の十分な検証を踏まえた上で事業を推進する必要があります。また、実施にあたっては岡崎城跡の史跡としての価値の周知とともに、史跡性や歴史的・文化的価値を発揮した修理・整備を行う必要があります、これらの整備には庁内各課との連携が不可欠です。計画的かつ各課横断的な連携による整備を進め、岡崎城跡の価値のさらなる向上をめざす必要があります。
- ・岡崎城は本市歴史観光におけるシンボリックな歴史文化資産であり、解明された史跡の価値や魅力を国内外へ効果的に PR する必要があります。また、家康公ゆかりの社寺は本市の歴史的環境を構成する重要な存在であり、城跡及び社寺群を繋ぐ面的活用と周知が望まれます。
- ・関連文化財群の活用には、価値や魅力の更なる調査と、調査により判明したそれらの情報の活用事業への反映が望まれます。体験型観光などの訴求力のある活用方法を検討し、価値と魅力の発信に努める必要があります。



関連文化財群「東海道に息づく歴史文化」に関する現状

東海道沿線には歴史的建造物が多く存在していることが、歴史的建造物等悉皆調査の結果から判明しています。これらの建造物の保存や歴史的風致形成のため、東海道の宿場に位置する藤川地区などが景観形成重点地区に指定され、建造物の修景等への補助が行われています。藤川地区ではまちづくり活動も盛んに行われ、「むらさき麦」の栽培復活や栽培の継続化、愛知学泉大学や藤川小学校と連携したむらさき麦の活用や、地域美化運動、歴史学習などが行われています。同じく東海道の宿場である本宿地区においても歴史文化資産を活用したまちづくりへの気運が高まっており、子供たちが将来に渡り住み続けたいと思える街を目指して「旧東海道本宿をみんなで点検してみる会」が開催され、景観まちづくりの取り組みが始まりつつあります。同地区では東海道沿いの近代建築である旧本宿村役場について復原が進められており、地域の歴史を紹介する施設として活用が予定されています。

二十七曲りを特徴とする中心市街地の東海道沿線は、岡崎宿として発展しました。地域の発展を象徴する歴史的建造物や近代建築が多く残されており、国指定を受けた旧額田郡公会堂及物産陳列所では保存修理と耐震補強工事に向け、保存活用計画が策定されています。中心市街地には多くの歴史的建造物が存在していますが、維持管理の困難さや担い手不足により徐々に姿を消しており、戦災を越え残された資産が失われつつあります。

本市の東海道沿いには、豊かな信仰・祭礼などの文化が息づいています。地域に大切に受け継がれる信仰・祭礼の継承のため、補助制度などによる支援が図られています。



関連文化財群「東海道に息づく歴史文化」に関する課題

- ・東海道沿いの魅力的な歴史文化環境の様相を明らかにするため、調査や指定の検討を進める必要があります。また、地域に受け継がれてきた建造物や信仰・祭礼等の継承のため、引き続き補助支援を実施する必要があります。
- ・歴史的建造物の価値が十分に周知されないまま滅失が進んでいる状況に鑑み、歴史的建造物の追調査が望まれます。価値を明らかにし、保存・活用に繋げる必要があります。
- ・本市の近代化の象徴である旧額田郡公会堂及物産陳列所については引き続き保存修理と耐震補強工事を進めると共に、効果的な活用手法の検討を図る必要があります。また、旧本宿村役場についても復原を進め、東海道沿いの歴史文化を伝える施設として活用を図ります。
- ・道という特性により繋がる関連文化財群は、文化財群同士の距離が離れている点に回遊の困難さがある一方、近年注目される巡礼ツーリズム等の観光スタイルと合致しており、更なる魅力を引き出す余地があると考えられます。道としてのポテンシャルを活かし、点在する文化財群間の回遊動線を検討しつつ、活用を図る必要があります。
- ・東海道沿線の関連文化財群は、地域の活動により活発な活用が図られています。これらの活動を支援し、多様な主体と連携を図りつつ、関連文化財群の保存と継承を目指します。
- ・個々の歴史文化資産の周知と共に群としての東海道が繋ぐ歴史文化資産の周知を図ります。周知の際には調査研究により明らかになった魅力や価値を反映し、群としての魅力の底上げを図ります。



関連文化財群「岡崎が育んだ伝統産業」に関する現状

本市の地勢や気候、歴史的背景が育んだ伝統産業が、現在も職人の手により受け継がれています。その歴史的背景の解明に向け、岡崎の石工業については、現在、開発行為に伴う阿知和地区における石切り場の発掘調査が行われています。

「主として日常生活の用に供されるもの」「その製造過程の主要部分が手工業的」「伝統的な技術又は技法により製造されるもの」「伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるもの」「一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているもの」という5つの項目を全て満たし、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づく経済産業大臣の指定を受けた工芸品である「伝統的工芸品」として、岡崎石工品と三河仏壇が指定を受けています。また、愛知県が定める「あいちの伝統的工芸品及び郷土伝統工芸品」として、三河仏壇、岡崎石工品、草木染、やはぎの矢、五月武者絵幟、ちゃらぼこ太鼓、大門のしめ縄、三州岡崎和蠟燭、三州灯籠、三河花火・三河がん具（おもちゃ）花火が紹介されています。

歴史豊かな岡崎に今も生きる「匠の技」の伝承と、その技を活かした新たなモノづくりに挑戦することを目的として、平成13年（2001）に「おかざき匠の会」が設立されました。これは石屋や三河仏壇、花火、和ろうそく、矢、太鼓、三河木綿、八丁味噌など、37種49名の職人・作家などが集う交流勉強会で、職種の壁を越えて交流が図られています。その取り組みの一環として、匠の技を身近で見学したり体験できる城下町わぎ工房「たくみ庵」を岡崎公園などで開催しています。

こうした伝統産業の普及啓発を図るため、技術の実演紹介や石製品の公共施設や親善都市等への設置、特定製造協同組合等が行う事業需要開拓事業等の支援などが行われています。また、伝統産業を受け継ぐ環境を保存・活用するため、八帖地区が景観形成重点地区に指定されています。周辺の街並みも含め、地域に伝わる歴史文化の保存・活用が進められています。



関連文化財群「岡崎が育んだ伝統産業」に関する課題

- ・本市固有の伝統産業の価値や魅力を調査・研究により更に強化し、広く周知を図ることで、歴史文化資産の保存・活用に努める必要があります。また、価値の顕在化と共に指定なども検討し、伝統産業の保護を推進する必要があります。
- ・技術の伝承のため、伝統技術や活動の継承支援を図る必要があります。また、伝統産業の振興のため、普及啓発や本市の他事業との連携による継続的な保存・活用を図る必要があります。
- ・伝統産業の継承に向けて、受け継いでいく周辺環境も含めた保存・活用の手法を検討する必要があります。

3 保存・活用の基本的方針と措置

現状と課題の分析を受け、調査・研究、保存・修理、防災・防犯、継承支援、活用促進の5つの分類について、基本的方針に基づき実施する措置を定めます。なお、措置については基本方針に記載の内容のうち、本計画期間内で行う事業を記載しています。措置の財源については市費、県費、国費（文化財補助金、地域創生推進交付金等）、民間資金なども活用しながら実施していきます。

(1)全市における基本的方針と措置



調査・研究に関する基本的方針

本市は市域に歴史文化資産を数多く保有しています。これらの資産を継続的に調査し、普遍的価値の共有を図るため、調査・研究と情報共有の強化を行います。調査の際には歴史文化資産の価値を明らかにするとともに、価値や魅力のコンテンツ化を並行して行い、活用促進や防災・防犯関連業務等と連携を密にとりつつ、情報の運用を効果的に実施します。また、将来的な文化財行政の ICT 化を見据えた電子化を推進し、他事業と組み合わせることで、歴史文化資産の保存・活用の体制強化を図ります。

歴史文化資産

本市の歴史文化資産の現況把握に努めます。既往調査の状況や本市の施策等を勘案し、本計画の計画期間において次の類型をはじめとした調査を実施するものとします。

・歴史的建造物

民間の建築士に協力を依頼し、一次調査を受けた二次調査を実施します。市内の未指定・未登録の歴史的建造物の実態調査を行います。

・無形・有形民俗

本市に息づく固有の祭礼や行事、信仰等の民俗文化を、他類型の歴史文化資産とも関連付けながら調査し、本市の特色を明らかにします。

・動物・植物

希少な動植物の現況を把握し、適切な保護を図るため調査を実施します。

歴史文化資産の調査に際しては、歴史文化資産単体ではなく、それを取り巻く周囲の環境と一体的にとらえ、保存・活用に繋げていきます。大学や博物館施設及び専門家との協力体制の構築や、地域住民や事業者との協力体制の構築を図ります。また、調査事業や調査結果について、他業務への効果的な情報共有を行います。歴史文化資産について、ふるさとの名木選定や景観重要建造物等の指定などの各種制度による保存・活用を図ります。

また、将来的な ICT 等の技術の導入を視野に電子化を推進します。電子化は保存修理、継承支援、活用促進など全ての業務に関連する事業であり、業務間の効率的な連携を目指すほか、電子化した情報の発信に努めます。調査・研究においては、データを体系的に管理することで、優先度の高い分野を選定し、計画性を持った調査・研究事業の展開を図ります。

指定・登録文化財

指定時、保存修理時の調査・研究を引き続き実施するほか、保存活用計画の作成を進めます。加えて、指定・登録文化財の定期的な現況確認調査を実施し、適切な保存状態の確保に努めます。調査の際には歴史文化資産の価値を明らかにするとともに、現地説明会等を開催し、魅力の発信に努めるほか、活用促進や防災・防犯など他業務への効果的な情報共有を行います。

埋蔵文化財

周知の埋蔵文化財包蔵地で開発を行う場合は、事業者が文化財保護法に基づく届出又は通知を行うこととされており、遺跡の現状保存が困難な場合は、発掘調査による記録保存を行います。開発箇所が埋蔵文化財包蔵地に隣接している場合にも、必要に応じて試掘調査や工事立会いを行って、可能な限り埋蔵文化財の保存に努めており、これらの調査業務の確実な執行に努めます。調査報告書による価値の公表や、評価の高い遺跡については史跡指定を図ります。

また、業務の執行にあたり人材育成に努めます。特に埋蔵文化財については、専門的な知識を有する学芸員が必要であり、その育成強化を積極的行います。埋蔵文化財整理事務所については、調査及び保存に適した施設の整備と専門的知識を有する職員の配置による環境整備を図ります。



調査・研究に関する措置

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
1	調査・指定・登録の推進	建造物や天然記念物、民俗資料など、様々な歴史文化資産の調査を進め、価値が明らかとなった歴史文化資産の指定又は登録を推進します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
2	保存活用計画の作成	指定・登録文化財について、保存・活用の指針となる基本的な計画として、保存活用計画の作成を進めます。	岡崎市所有者	国費 市費	●	●	●	●	●	●
3	指定・登録文化財の現況確認	指定・登録文化財の現況を定期的に確認し、適切な保存・活用に必要な措置を調査します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
4	電子化の推進	調査結果等の電子化や、保存修理に関する情報を確実に記録し、保存していくため、データベースの構築と運用などを実施します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	
5	埋蔵文化財調査	制度の周知徹底を図るとともに、発掘調査や記録保存の確実な遂行を図ります。 専門的な知識を有する学芸員の育成強化、体制構築を図ります。	岡崎市	国費 市費	●	●	●	●	●	●
6	歴史的建造物等実態調査	民間の建築士に協力を依頼し、市内の未指定・未登録の歴史的建造物の実態調査を行います。	岡崎市 民間団体等	市費	●	●	●	●	●	●

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
7	ふるさとの森・名木の選定	地域の歴史を伝え、まちに風格を与える緑となっている社寺林や樹木を、ふるさとの森・名木として選定し、保全を図ります。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
8	景観重要建造物等の指定	景観上貴重な建造物等を景観重要建造物等として指定し、保存・活用を図ります。	岡崎市	国費 市費	●	●	●	●	●	●



保存・修理に関する基本的方針

歴史文化資産は継続的なメンテナンスや特別な保存環境を必要とする場合があります、これらの適切な実施は次世代への継承の上で欠くことができない要素です。保存・修理事業費補助を継続して実施するほか、保存・修理事業に関する支援制度の拡充を図り、保存・修理体制の強化を進めます。

保存・修理

文化財保護法などの法令に基づいた手順を遵守し、関係機関との連携や専門家等の知見を得ながら実施します。所有者や団体等との連携を密にとりつつ、日常的なメンテナンス手法等の共有を図り、適切な時期に大修理を実施するなど継続的な保存修理の執行を図ります。また、市が寄託を受けている歴史文化資産や、市の所有する歴史文化資産の収蔵環境の維持・強化に努めます。埋蔵文化財に関しては、遺物の整理・保管のための恒久的な施設整備を検討します。

制度拡充

引き続き補助金による支援を実施するほか、クラウドファンディングやふるさと納税などの手法を検討し、支援制度の拡充を図ります。保存状態の確認や修理の必要性の有無、日常的管理におけるアドバイスなどを行う目的で定期的な現況確認を行い、所有者・団体との連携を強め、きめ細かな支援を行います。

未指定の歴史文化資産

未指定の歴史文化資産について、保存・継承を促進するため、関連する分野の制度・事業等と連携しながら保存のための措置を講じます。景観重要建造物（市域全域）や歴史的風致形成建造物（重点区域内）に指定されている建造物に関しては、外観の保全に係る修理・修景に対して支援を実施します。

市が所有する歴史文化資産

市が所有する歴史文化遺産については、小修繕や清掃、除草等の環境整備による良好な保存状態の維持に注力しつつ、適切な時期に適切な修繕を図ります。保存・修理や復原整備にあたっては関係機関や専門家等の知見を得つつ、その歴史的価値を損なわない形での修理や整備を行います。



保存・修理に関する措置

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
1	文化財保存事業費補助	国・県・市の指定文化財の保存・修理事業等に対し、補助を行います。	岡崎市	国費 県費 市費	●	●	●	●	●	●
2	支援制度の拡充	クラウドファンディングやふるさと納税などの手法を検討し、歴史文化資産保護のための支援を図ります。	岡崎市所有者	市費	●	●	●	●	●	●
3	歴史的建造物の保存修理・修景	景観重要建造物（市域全域）または歴史的風致形成建造物（重点区域内）に指定している建造物の保全に係る修理・修景に対して支援を行います。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
4	市有歴史文化資産の環境整備	市が所有する歴史文化資産について、小修繕や清掃、除草等の環境整備を継続的に実施します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●



防災・防犯に関する基本的方針

歴史文化資産は災害等によりいったん滅失毀損すれば再び回復することが不可能なかけがえない財産であり、適切な管理が不可欠です。防災・防犯措置を継続し、危機管理マニュアルの見直しや歴史文化資産の所有者等に対する普及啓発事業などにより、予防と被害発生時の対応力の底上げを図ります。

体制強化

国指定重要文化財建造物については、引き続き防火設備の保守点検費用への補助を実施します。国指定重要文化財建造物以外の県指定・市指定などの文化財についても、法令に定める防火施設が設置・維持されるよう、機会をとらえて確認を進めていきます。

機運の向上

文化財所有者、消防署、住民が連携して文化財防ぎょ訓練を実施するとともに、火災を想定した防火査察を行い、非常時における防災設備の適切な使用や消防機関への迅速な通報、避難誘導ができるよう意識の向上を図ります。また、防犯設備の設置や見回りを地域の協力の下で行うなど防犯体制を強化します。

対策強化

現在策定済みの危機管理マニュアルを最新の情報に基づき定期的に更新します。また、電子化の推進業務と連携し、被害発生時に即応できるデータの蓄積を図ります。歴史文化資産の保存・活用の取り組み等にあたって事故等を防止するために、安全対策や災害発生時などの非常時の対応を周知します。

重要文化財の建造物については、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」等に基づく適切な耐震対策を、保存修理の機会を捉えて推進します。

美術工芸品に関しては美術博物館への寄附や寄託制度により防災・防犯に努めていますが、収蔵庫に十分な空きがなく、寄付や寄託の要望に応じていくことが難しくなりつつあるため、収蔵庫の整理やこれらの要望に対応しうる施設の整備を検討します。

市所有文化財について、防災・防犯のため、引き続き耐震補強工事の実施や、適切な措置に努めます。



防災・防犯の措置

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
1	国指定文化財 防火設備保守 点検補助	国指定重要文化財建造物の防火設備保守点検費用の一部を補助し、文化財を火災等の災害から保護します。	岡崎市 所有者	県費 市費	●	●	●	●	●	●
2	文化財防火査 察・訓練実施	文化財防火デーなどに合わせて、文化財所有者、消防署、住民等と連携しつつ防火査察や訓練を実施し、文化財を火災等から保護します。 また、パンフレット等を活用した防犯・防災への意識啓発を図ります。	岡崎市 所有者	市費	●	●	●	●	●	●
3	危機管理マニ ュアル更新	危機管理マニュアルを最新の情報に基づき更新し、災害発生に備えます。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●



継承支援に関する基本的方針

少子高齢化や過疎化などの様々な課題をそれぞれの地域が抱える中で、歴史文化資産の所有者や団体が抱える課題もまた多様化し、複雑化しています。維持管理の困難さや継承の難しさなどの課題の解決に繋げるため、地域のニーズを収集し、補助制度による支援や専門家の派遣制度などの支援内容の強化を図ります。

歴史文化資産は人々の暮らしのなかで生まれ、人の手から手へと継承される生きた存在であり、保存・活用の上では多くの主体の参加が重要になります。現在、本市の歴史文化資産は市民の手により保存・活用されており、これらの資産は地域の課題解決や魅力づくりの上でも鍵となる存在として注目されています。こうした機運を高め、文化財を囲む人と人の輪を広げ、より強固にすることを目指します。そのための方策として、現在行われている取り組みを継続し、発展させること、そして新たな活動の芽を育て、継承の輪を広げることを継承支援の取り組みに据え、以下の事業を実施します。

補助支援

無形民俗文化財を保存・伝承する団体に対して活動費用の補助を行い、継承支援を図ります。

制度強化

歴史文化資産の内容や状況は資産ごとに異なり、継承の上で所有者や団体が抱える課題も多岐にわたることから、所有者や団体との連携を密にとり、きめ細かなヒアリングやアドバイスにより継承支援を図ります。また、専門家の派遣体制を構築し、所有者が専門家からアドバイスを受けることができる機会を増やします。併せて他事業との連携などを強化し、支援制度の拡充に努めます。

機運の向上

まちの歴史や文化の連なりを読み解きながらまちづくりを行う活動を支援します。景観形成重点地区の指定を検討する他、すでに指定されている地区の活動を支援することにより、歴史文化資産の継承の機運の向上及び、地域への誇りや愛着の醸成に寄与します。

連携体制の構築

資産の継承に関しては多様な主体の連携が不可欠であることから、公民連携による保存・活用体制の構築や、普及啓発事業の積極的な実施により、地域総がかりでの継承を目指します。市内に多く存在する歴史的建造物が徐々に滅失している現状を踏まえ、歴史的建造物の専門家養成を公民連携のもと実施し、建造物の保存・活用やまちづくりへの取り組みに繋がる連携体制を強化します。また、文化財保存活用支援団体の指定を推進し、活動の支援に向けた連携強化を図ります。歴史的建造物調査の二次調査結果については、庁内での情報共有を図り、歴史的資産の分布状況を踏まえた資産を活かしたまちづくりへの反映を推進します。また、空き家対策推進事業などと連携し、空き家・空き土地に関する情報の収集や活用の促進を図ります。



継承支援に関する措置

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
1	無形民俗文化財等支援	無形民俗文化財の調査や記録作成、情報発信を行います。また、無形民俗文化財保存育成活動費の一部を補助します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
2	アドバイザー派遣	専門的な知識を有する学識経験者等によるアドバイザー派遣制度を設立し、保存・活用の課題解決を図ります。	岡崎市 専門家	市費	●	●	●	●	●	●
3	まちなみ景観整備（特別地域及び景観形成重点地区）	景観まちづくりの機運を高め、景観形成重点地区指定を検討するほか、景観形成重点地区等内における岡崎市景観計画等に定めた景観配慮指針や基準に適合する建築物や工作物等の外観修景に対して支援を行います。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
4	歴史的建造物の専門家養成	伝統的な建築技能及び知識を持ち、歴史的建造物の保存・活用やまちづくりの支援を行うことのできる人材を育成する取り組みを行います。	民間団体等		●	●	●	●	●	●
5	文化財保存活用支援団体指定推進	文化財の保存・活用に関する事業を実施している組織や団体を文化財保存活用支援団体に指定し、その活動を支援します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
6	空き家対策の推進	空き家対策事業と連携し、歴史的建造物の保護や価値の普及啓発を行います。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●



活用促進に関する基本的方針

基本理念の実現のためには、まちに息づく歴史文化資産と人々が接する機会を増やすことが重要となります。歴史文化資産と人々の接点を増やし、円滑な交流の手助けをすること、将来にわたって歴史文化資産が価値を発揮し続け、長く様々な世代が資産を起点に語り合うことができる状況を作り出すことを基本方針に定め、その在り方を提案し、支援し、強化することで基本方針の実現を図ります。

活用に向けて

調査・研究事業などで判明した情報を歴史文化資産の価値や魅力としてコンテンツ化し、活用に繋がめます。コンテンツ化にあたっては他事業と情報を共有し、様々な機会をとらえて、これらコンテンツの利用を促進します。また、所有者や管理者の声を聴き、訪問者のニーズと照らしながら、誰もが心地よく継続的に活用に関わることができるような手法を検討します。

歴史文化資産を守る上で、活用が資産に悪影響を及ぼす恐れがある場合には、活用方法について協議し、あるいは資産の保護を図り、今の世代から次の世代へとより良い形で歴史文化資産を受け継いで行ける環境の創出に寄与します。

普及啓発事業の拡充

観光事業などの他事業と連携し、普及啓発事業を戦略的に進めます。情報発信の際には様々な媒体を使って多くの世代に情報を届けることに力を入れるほか、多言語化なども行い、国内外の人が岡崎の歴史文化の魅力を感じることができる環境づくりを行います。

施設や工作物、刊行物等は良好なデザインを心掛けるほか、整備等にあっては地域特性や歴史的・文化的背景を踏まえ、周辺景観と一体的で良好な景観形成に寄与する整備を検討します。整備後の工作物等の情報更新や維持管理を適切に行い、安全で快適な状態の維持に努めます。

学習機会の拡充

出前講座などの歴史文化資産の普及啓発に関する事業を引き続き実施し、学校教育や生涯学習の場で行われる資産と親しむ活動を支援することで、身近な資産への関心を高めます。郷土読本等の作成により地域の特色を小中学生が学ぶ機会を設け、岡崎愛の醸成に寄与します。

企画・常設展などで楽しみながら歴史文化に親しむ機会を設け、市内・市外の多くの人に岡崎の歴史文化の魅力を伝えます。また、旧本多忠次邸の活用及び運営の方向性について、指定管理者制度導入も含めた検討を行います。

天然記念物であるゲンジボタルについては、鳥川ホタル学校での普及啓発事業を継続して実施します。平成 20 年度に自然環境保全条例に基づく保護区として指定され、平成 28 年度には愛知県の天然記念物に指定された北山湿地は、条例に基づく保全計画である「北山湿地保全管理計画」に基づき、市民団体の「おかざき湿地保護の会」を中心とする様々な主体との協働により、湿地の保全のみならず、環境学習の場としての活用を行います。

まちの歴史や文化の魅力を発信する担い手として、観光ガイドや観光おもてなし人材の養成を図ります。

活用機会の拡充

先進事例を研究し、ユニークベニュー（特別な会場で、特別な体験をする歴史文化資産の活用手法）やフィルムコミッション（歴史文化資産を舞台とした撮影や取材の支援）などの手法による活用を図るなど、様々な事業主体と連携し、歴史的な資産との接点を増やします。



活用促進に関する措置

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
1	歴史文化資産情報の普及啓発	SNS やパンフレット、HP 等を活用し、本市の歴史文化資産の魅力を伝え、認知度の向上を図ります。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
2	指定文化財の解説サイン等の整備・管理	指定文化財の解説サイン等を整備し、維持管理します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
3	郷土読本等の作成	岡崎の地域の特色を記載した郷土読本を作成し、小中学生の地域学習を進めるとともに岡崎の心の醸成を図ります。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
4	歴史学習機会の創出	岡崎市の歴史文化を学ぶ企画を実施し、市民が地域の史跡や社寺等の歴史文化資産を訪ねる機会を提供します。	岡崎市所有者	市費	●	●	●	●	●	●
5	歴史学習機会の創出（図書館）	地域の歴史文化を物語る史料を収集・保存し、広く市民や来街者へ向けて公開することで、貴重な資産の散逸や滅失を防ぐとともに、地域の歴史文化を学ぶ機会を創出します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
6	歴史文化資産の展示（美術博物館）	各施設の役割分担を図りながら、歴史文化の新たな視点による展覧会を企画するとともに、各展覧会の効果的な広報手段や、展示説明会及び展覧会関連講座等の開催を検討するなど歴史文化資産の展示の充実を図ります。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
7	職員出前講座の講師出席	職員による「みちかな文化財」「岡崎の歴史的建造物」等をテーマとした講座を実施します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
8	旧本多忠次邸の活用	旧本多忠次邸の活用及び運営の方向性について、指定管理者制度等の導入も含めた検討を行います。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
9	ホタル学校の活用	旧鳥川小学校の校舎を利用し、ゲンジボタル等の自然環境への理解を深めるための施設「岡崎市ホタル学校」を開設しました。市民の環境学習の拠点として、ホタルに関する様々な展示物や模型、保護活動に関する資料などから、ホタルやそれを取り巻く自然環境について学ぶ機会を提供します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
10	北山湿地の活用	条例に基づく保全計画である「北山湿地保全管理計画」に基づき、市民団体の「おかざき湿地保護の会」を中心に地元の学校や企業など様々な主体との協働により、湿地の保全のみならず、環境学習の場としての活用を行います。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
11	観光ガイド活動支援	多くの観光客が来訪する岡崎公園内を中心に、点在する歴史文化遺産等を案内する無料ボランティア「岡崎観光ガイドの会」の運営事業に対し助成します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
12	観光おもてなし人材養成	バスツアーや観光タクシー等に同行してストーリー性のある案内ができる有料ガイド「岡崎歴史かたり人」を養成します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
13	ユニークベニユーの推進	ユニークベニユー（特別な会場で、特別な体験をする歴史文化資産の活用手法）により魅力的な観光コンテンツの創出を行います。	岡崎市所有者	市費	●	●	●	●	●	●

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
14	フィルムコミッションの推進	歴史文化資産を活用したフィルムコミッション事業（歴史文化資産を舞台とした撮影や取材）を実施します。映画・ドラマ・CM等で取り扱われることにより、歴史文化資産の活用と知名度向上を図ります。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
15	徳川家康公・三河武士顕彰事業	「徳川家康公」や「三河武士」の顕彰事業として、講座や検定事業等を実施します。また、岡崎市の歴史文化資産の紹介を広報誌で行い、本市の知名度向上や魅力発信、地域への愛着と誇りの醸成を図っています。	民間団体等		●	●	●	●	●	●
16	体験型観光の創出	歴史文化資産の価値や魅力をコンテンツ化し、体験型観光として活用機会を創出することで、様々な歴史文化資産と触れ合う機会の拡充を図ります。	岡崎市・民間団体等	市費等	●	●	●	●	●	●
17	観光プロモーション	本市の歴史文化資産の魅力等を観光プロモーションとしてパッケージし、広く周知や活用を図ることで、歴史文化資産の面的活用を促進し、地域活性化に寄与します。	岡崎市・民間団体等	市費等	●	●	●	●	●	●

(2)関連文化財群における基本的方針と措置



関連文化財群「矢作川と人々の暮らし」に関する基本的方針

草創期の本市の歴史を周知するため、原始・古代の本市の歩みを色濃く今に伝える地域である矢作川流域において、国指定史跡である北野廃寺跡の魅力の磨き上げを行いながら、北野廃寺跡を起点として矢作川流域の古墳群等を繋いだ面的活用を図ります。地域教育や生涯学習の機会を捉え、関連文化財群を活用した岡崎愛の醸成を図ります。

調査・研究

国指定史跡で、史跡公園として整備されている北野廃寺跡については、保存・活用を計画的に進めていくため、北野廃寺跡保存活用計画の作成を進めます。また、開発行為により記録保存等を経ずに遺跡が滅失することを防ぐため、法に定められた届出・通知の提出を周知徹底し、届出・通知を受けた調査・研究を引き続き着実に実施します。

矢作川流域における歴史文化資産の価値や魅力の解明のため、河川の広域的な広がりにも鑑み、市域の枠組みを超えた価値や魅力の解明に努めます。遺物を整理する埋蔵文化財整理事務所の設備などの環境及び人員体制の強化を図ります。

保存・修理

市が所有する古墳等については草木などの定期的な伐採を行い、適切な保存環境を維持します。

活用促進

北野廃寺跡については、保存活用計画を受けた活用促進を図ります。

本市の歴史文化の連なりを市民や来街者に広く伝え、郷土愛の醸成に資するため、通史的展示の実施を検討します。また、地域の取り組みと連携し、多様な主体による史跡の活用を進めます。市有地の遺跡の歴史学習などへの活用を引き続き継続するほか、遺跡の周知と活用案拡充を図ります。関連文化財群全体の普及啓発による魅力の底上げを図ります。



関連文化財群「矢作川と人々の暮らし」に関する措置

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
1	北野廃寺跡保存活用計画作成	国指定史跡北野廃寺跡の保存・活用を計画的に進めていくため、北野廃寺跡保存活用計画の作成を進めます。	岡崎市	国費 市費				●	●	
2	史跡等の維持管理	市が所有する古墳について草木などの定期的な伐採を行い、適切な保存環境を維持します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
3	関連文化財群「矢作川と人々の暮らし」のストーリーの普及啓発	関連文化財群「矢作川と人々の暮らし」のストーリーをホームページやパンフレットなどで普及啓発し、周知を図ります。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
4	北野廃寺跡の活用	北野廃寺跡及び史跡公園について、保存活用計画に基づく活用事業を実施します。	岡崎市	市費						●



調査・研究

保存・修理

継承支援

活用促進

今後修理が予定されている滝山東照宮については、所有者や団体と連携し、保存修理の機会を活用して資産に親しみ地域の歴史文化を学べる機会を設けます。滝山寺鬼祭りについては、撮影した記録映像を用いた周知を図るほか、滝山寺全体の魅力的な歴史文化資産の存在を周知・活用する取り組みを進めます。



関連文化財群「滝山寺と滝山寺鬼祭り」に関する措置

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
1	滝山寺鬼祭り 記録映像の作成	調査及び記録映像を作成し、記録の公開と周知により、県指定無形民俗文化財滝山寺鬼祭りの普及啓発を図ります。	岡崎市	国費 市費	●	●				
2	日吉山王社保存修理報告書の作成	市指定建造物日吉山王社の保存修理報告書の作成を行います。	岡崎市	市費	●	●				
3	滝山東照宮保存修理	彩色等に劣化が見られる国指定建造物滝山東照宮については、調査及び保存修理事業の支援を行います。	岡崎市所有者	国費 県費 市費	●	●	●	●		
4	関連文化財群「滝山寺と滝山寺鬼祭り」のストーリーの普及啓発	関連文化財群「滝山寺と滝山寺鬼祭り」のストーリーをホームページやパンフレットなどで普及啓発し、周知を図ります。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
5	滝山東照宮の歴史学習機会創出	滝山東照宮の保存修理の機会を活用し、地域や市内の子供たちが歴史文化資産に親しむ機会を設けます。また、市民や来街者に向けた普及啓発事業を実施します。	岡崎市学校	市費	●	●	●	●		
6	滝山寺鬼祭りの普及啓発	滝山寺鬼祭りの調査において撮影した記録映像を活用し、滝山寺鬼祭り及び歴史文化資産の普及啓発を図ります。	岡崎市所有者	市費			●	●	●	●



関連文化財群「家康公生誕の地岡崎」に関する基本的方針

本市を象徴する戦国武将である徳川家康公にまつわる歴史文化資産について、その歴史的な価値や魅力を明らかにしながら保存・活用を図ります。生誕城である岡崎城跡については歴史的価値の解明と整備を進め、ゆかりの社寺や連綿と受け継がれる顕彰活動と一体的に活用することで、本市の魅力向上や観光振興に繋がります。

調査・研究

岡崎城跡については、「岡崎城跡整備基本計画」に基づいて保存・活用を進め、調査結果の蓄積によって本来の形態が明らかとなった岡崎城跡の事実に基づいた整備を実施し、岡崎城跡の価値の更なる向上を目指します。総構え全体の中で遺構が残されている可能性の高い区域、及び絵図・文献資料等の調査・研究により城郭の重要遺構と推定される区域については機会を捉えて順次発掘調査を行い、その結果により遺構の重要性が高いと確認された範囲については市指定史跡の追加指定を検討します。

また、ゆかりの社寺や顕彰活動などの歴史文化資産や、地域に伝来する資産の数々についても、保存修理などの機会を捉えつつ調査と価値付けを進めます。家康公の生誕地としての岡崎の、地域全体での魅力向上のため、調査結果の集積と他事業への反映を図ります。

保存・修理

岡崎城跡については、調査成果の蓄積により岡崎城跡の本来の形態の解明を進め、それらの事実に基づいた整備を実施します。石垣については、過年度作成した石垣カルテの追加・更新を行い、孕み等の変状箇所の把握など「岡崎城跡石垣保存修理基本計画」に基づく対応を行っていきます。

継承支援

岡崎城跡の史跡としての価値を保持し、将来へと継承するため、岡崎城跡整備基本計画に則った保存・活用を推進し、現状変更の際の事前協議に併せて、庁内各課において調査結果の共有と継承に向けた意識共有を図ります。

活用促進

岡崎城跡では、岡崎城跡整備基本計画に基づく歴史性を踏まえた調査と整備が実施されています。調査によりその価値が徐々に解明されつつあることから、それらを還元しつつ、周辺エリアと連携した活用を行うために、岡崎城天守や三河武士のやかた家康館等の文化施設と連携し、歴史的背景の普及啓発事業を実施します。講座等の開催により周知を図るほか、中心市街地の歴史文化資産等と一体となった回遊ルートを設定し、魅力の発信を行います。



関連文化財群「家康公生誕の地岡崎」に関する措置

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
1	岡崎城跡発掘等調査	市指定史跡岡崎城跡について、城郭遺構の全容を把握することを目的とした発掘調査等を行います。	岡崎市	国費 市費	●	●	●	●	●	●
2	岡崎城跡石垣保存修理	岡崎城跡を構成する重要な要素である石垣を適切に保存していきます。	岡崎市	国費 市費	●	●	●	●	●	●
3	岡崎城跡整備	発掘調査等の研究成果に基づき、岡崎城跡の価値や特徴等を分かりやすく顕在化する形で整備を図ります。	岡崎市	国費 市費	●	●	●	●	●	●
4	関連文化財群「家康公生誕の地岡崎」のストーリーの普及啓発	関連文化財群「家康公生誕の地岡崎」のストーリーをホームページやパンフレットなどで普及啓発し、周知を図ります。また、回遊ルートを設定し魅力の発信を行います。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
5	歴史文化資産の展示（岡崎城・三河武士のやかた家康館）	岡崎城や江戸時代の岡崎を紹介する歴史資料館である岡崎城天守及び家康公と三河武士の功績を展示する三河武士のやかた家康館を、家康公顕彰の核となる施設として活用し、展示の充実を図ります。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●



関連文化財群「東海道に息づく歴史文化」に関する基本的方針

岡崎を横断する東海道は古来より交通の大動脈であり、街道沿いには様々な歴史文化資産が息づいています。街道沿いの歴史文化資産の保存修理や、脈々と受け継がれる信仰・祭礼の継承支援、そしてそれらの資産を活かしたまちづくり活動の支援により、魅力的な歴史環境の保全と地域振興を図ります。

調査・研究

東海道には多くの信仰や祭礼が息づいており、それらの過去の調査結果の分析や新たな調査の推進により、道が育んだ歴史文化の魅力の磨き上げを図っていく必要があります。中心市街地を舞台として行われる祭礼のうち、能見神明宮大祭については新規調査を実施し、祭礼の価値の顕在化と魅力の発信に繋がります。

また、歴史的建造物等調査結果の二次調査を実施し、歴史的建造物の価値付けを行うと共に、所有者との調査結果の共有や、地域のまちづくり活動との連携による保存・活用の検討などを図り、次世代への継承を推進します。

保存・修理

地域の近代化を象徴する施設として旧本宿村役場の復原を行い、東海道沿いに発展した東部地域の歴史を伝える資料館として活用を図ります。

防災・防犯

旧額田郡公会堂及物産陳列所については、耐震性能の不足のため現在閉館中ですが、保存活用計画に基づき保存修理と耐震補強工事を実施して、重要文化財としての価値を示すことができるように整備し、内部を公開して活用を図ることを目指します。

継承支援

地域に息づく信仰や祭礼の継承支援のため、引き続き補助制度を実施します。また、景観まちづくりの機運が高まりつつある本宿地区や、景観形成重点地区に指定されている藤川地区の歴史文化資産を活用したまちづくりを支援します。

活用促進

現在、保存修理と耐震補強工事を実施している旧額田郡公会堂及び物産陳列所については、本市の近代化の象徴として効果的な活用の手法を検討します。また、現在、復原中の旧本宿村役場については、地域の歴史や東海道の歴史を学ぶことのできる歴史資料館として活用を図ります。

東海道という特性を活かし、関連文化財群内を回遊する活用方策を検討します。複数の資産を回り楽しむ活用により、資産全体の魅力向上を図ります。



関連文化財群「東海道に息づく歴史文化」に関する措置

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
1	能見神明宮大祭調査	能見神明宮大祭について調査を実施し、祭礼の価値の顕在化と魅力発信に繋がります。	岡崎市	市費	●	●	●	●		
2	旧本宿村役場復原整備	貴重な近代化遺産である旧本宿村役場を、建造物としての価値を最大限保持しながら復原整備し活用します。	岡崎市	国費 市費	●	●				
3	旧額田郡公会堂及物産陳列所保存修理	国指定建造物旧額田郡公会堂及物産陳列所を保存活用計画に基づき保存修理・耐震補強を行ったうえで活用します。	岡崎市	国費 市費		●	●	●	●	●
4	関連文化財群「東海道に息づく歴史文化」のストーリーの普及啓発	関連文化財群「東海道に息づく歴史文化」のストーリーをホームページやパンフレットなどで普及啓発し、周知を図ります。また、回遊ルートを設定し魅力の発信を行います。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
5	旧本宿村役場の活用	近代化建築としての価値と地域の特色を加味した活用方法を検討し、開館に向けた整備を実施します。	岡崎市	市費		●	●	●	●	●
6	旧額田郡公会堂及び物産陳列所の活用	旧額田郡公会堂及び物産陳列所について、保存活用計画に基づく活用手法を検討し、開館に向けた整備を実施します。	岡崎市	市費						●



関連文化財群「岡崎が育んだ伝統産業」に関する基本的方針

本市には固有の歴史文化を背景として育まれた様々な伝統産業が職人の手により受け継がれています。調査・研究により歴史的背景を解明することで価値や魅力を高めつつ、普及啓発事業や産業の振興、技術の継承支援などの事業と連携しながら、伝統産業の魅力発信と継承を図ります。

調査・研究

本市固有の伝統産業の価値や魅力を顕在化させ、指定を検討します。歴史的背景の解明に向け、現在、阿知和地区で行われている岡崎石工業の歴史解明につながる調査を引き続き推進し、調査結果の他事業への反映を図ります。

継承支援

経済産業大臣の指定を受けた伝統工芸品産業の振興を図るため、特定製造協同組合等が行う事業を支援します。また、市内の公共施設や親善都市等の PR 効果の高い場所を選定して石製品を設置し、新たな利用方法の考案などによる販路拡大と後継者の育成を図り、業界の健全な発展に資することを目指します。伝統・地場産業の認知度の向上を図るため、市民及び市外からの観光客が多く訪れる岡崎公園休憩所や、市外（親善都市や都市部等の集客が見込まれる地域）において実演紹介を行うことで、市内だけでなく県外へも広く周知を図ります。脈々と続く匠の技の伝承と、その技を活かした新たなものづくりを推進するため、伝統産業を中心とした職人集団「おかざき匠の会」への活動支援を行います。

景観形成重点地区に指定されている八帖地区については、歴史文化資産を活用したまちづくりを支援します。

活用促進

それぞれの伝統産業で行われている活用の取り組みを支援するほか、本市固有の数々の伝統産業の周知を図ります。関連事業と連携し、伝統産業を育んだ歴史的・文化的背景に触れつつ、伝統産業と親しむ場の拡充を図ります。



関連文化財群「岡崎が育んだ伝統産業」に関する措置

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
1	埋蔵文化財調査（阿知和地区）	開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業として、現在阿知和地区で実施中の石切り場跡の調査を継続し、岡崎石工業の歴史の解明を図ります。	岡崎市	市費	●	●	●			
2	伝統工芸品産業産地振興事業費補助	経済産業大臣の指定を受けた伝統工芸品産業の振興を図るため、特定製造協同組合等が行う事業を支援します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
3	石工業振興事業	PR 効果の高い場所を選定して市内の公共施設や親善都市等に石製品を設置し、新たな利用方法の考案などによる販路拡大及び後継者の育成を図り、業界の健全な発展に資することを目指します。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●
4	伝統・地場産業の展示紹介	市民及び市外からの観光客が多く訪れる岡崎公園休憩所や市外（親善都市や都市部等の集客が見込まれる地域）にて実演紹介を行うことで、市内だけでなく県外にも広く周知を図ります。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●

NO.	名称	内容	取り組み主体	財源	取り組み年度					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8 ～ 12
5	伝統産業・技術の継承支援	伝統産業を中心とした職人集団による交流勉強会であり、「匠の技」の伝承とその技を活かした新たなモノづくりを行うことを目標として結成された「おかざき匠の会」の活動を支援し、伝統技術の継承を図ります。	民間団体等		●	●	●	●	●	●
6	関連文化財群「岡崎が育んだ伝統産業」のストーリーの普及啓発	関連文化財群「岡崎が育んだ伝統産業」のストーリーをホームページやパンフレットなどで普及啓発し、周知を図ります。	岡崎市	市費	●	●	●	●	●	●